

## 青梅市安全・安心まちづくり「防犯パトロール協力車」事業 に関する覚書

青梅市（以下「甲」という。）、警視庁青梅警察署（以下「乙」という。）および郵便事業株式会社青梅支店（以下「丙」という。）は、市民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するために実施する「防犯パトロール協力車」事業について、次のとおり覚書を締結する。

### （要旨）

第1条 甲、乙および丙は、相互に協力し、市民の安全確保と防犯意識の高揚を図ることを目的として、青梅市内で集配業務を行う丙の車両を「防犯パトロール協力車」（以下「協力車」という。）に指定し、次の取組を行うために必要な事項を定める。

- (1) 丙が認知した犯罪の発生または防止に関する情報の甲、乙への提供およびこれにもとづく甲または乙の必要な措置の円滑な実施
- (2) 市民の防犯意識の高揚と青梅市内における犯罪の抑止力を高めるための協力車への防犯ステッカーのちょう付

### （甲の協力内容）

第2条 本覚書にもとづく甲の協力内容は、次の事項とする。

- (1) 防犯ステッカーの作成
- (2) この取組の広報等による市民への周知
- (3) 提供を受けた情報の的確な把握と適切な対応
- (4) 関係機関との調整

### （乙の協力内容）

第3条 本覚書にもとづく乙の協力内容は、次の事項とする。

- (1) 提供を受けた情報の的確な把握と適切な対応
- (2) 提供を受けた情報にかかる措置結果について必要に応じて丙への回答
- (3) 丙に対する防犯情報の提供
- (4) 丙の依頼による職員研修の実施

### （丙の協力内容）

第4条 本覚書にもとづく丙の協力内容は、次の事項とする。

- (1) 外務職員等が集配業務途中において、遭遇した犯罪等にかかる情報の甲または乙への提供
- (2) 市民が安全で安心して暮らしていくために必要と感じることを発見

した場合の情報の甲または乙への提供

(3) 業務に支障のない範囲内での防犯ステッカーのちょう付

(4) 子どもが犯罪に遭って助けを求めている場合の適切な措置の実施  
(情報提供の手段)

第5条 甲、乙および丙の情報提供手段は、原則として電話またはファクスによるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙および丙は、本事業により知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、情報提供者の安全確保に万全を期する。

(連絡体制)

第7条 本覚書の効果的運用を期するため、甲は、青梅市防災安全担当課長を、乙は、青梅警察署生活安全担当課長を、丙は、郵便事業株式会社青梅支店総務担当課長を連絡責任者とし、連絡を取り合うものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙および丙が協議して決定する。

(覚書の発効)

第9条 この覚書は、平成20年8月12日から効力を発するものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、署名押印して、各自がその1通を保持するものとする。

平成20年8月12日

甲 青梅市

青梅市長

乙 警視庁青梅警察署

署 長

丙 郵便事業株式会社青梅支店

支店長